

社会福祉C

〔例題1〕 「児童虐待の防止等に関する法律」第14条第1項の規定である次の文章の空欄ア～エに該当する語の組合せとして妥当なのはどれか。

児童の〔ア〕を行う者は、児童のしつけに際して、〔イ〕を加えることその他民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による〔ウ〕及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を〔エ〕してはならず、当該児童の〔ア〕の適切な行使に配慮しなければならない。

- | | ア | イ | ウ | エ |
|----|----|----|----|----|
| 1. | 親権 | 体罰 | 監護 | 虐待 |
| 2. | 親権 | 体罰 | 監護 | 懲戒 |
| 3. | 親権 | 制限 | 監護 | 養育 |
| 4. | 養育 | 制裁 | 育成 | 虐待 |
| 5. | 監護 | 制限 | 育成 | 懲戒 |

【正答2】

社会福祉C

〔例題2〕 社会的養育に関する次の文章の空欄ア～エに該当する語の組合せとして妥当なのはどれか。

昭和22年、戦後新憲法の下、全ての子どもの福祉を対象として児童福祉法が制定されたが、当時は〔ア〕の保護が喫緊の問題であり、子どもを保護し、施設に収容する福祉が優先された。その後、社会の変化に応じて、実務的な改正が加えられてきたものの、限界が生じていた。そのため、平成28年5月に児童福祉法が抜本的に改正され、子どもが〔イ〕であることが明確になり、子ども家庭への養育支援から〔ウ〕までの社会的養育の充実が求められることとなった。また、〔ウ〕も児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）に基づいて家庭での養育が原則となり、さらに家庭復帰の可能性のない場合は〔エ〕を提供するという永続的解決（パーマネンシー保障）が求められることとなった。

	ア	イ	ウ	エ
1.	戦災孤児	権利の主体	補完養育	里親養育
2.	戦災孤児	権利の主体	代替養育	養子縁組
3.	戦災孤児	愛護される存在	補完養育	里親養育
4.	不良少年	権利の主体	代替養育	里親養育
5.	不良少年	愛護される存在	補完養育	養子縁組

【正答2】